## 第2回京都市百井青少年村のあり方検討会議 次第

令和2年7月31日(金) 午前10時00分から 京都市男女共同参画センター ウィングス京都2階セミナー室A

### 1 開会

### 2 議題

- (1) 意見のまとめと将来像のイメージ(事務局説明)
- (2) 質疑,意見交換

### 3 閉会

資料1 第1回「京都市百井青少年村のあり方検討会議」意見票まとめ

**資料2** ワークショップ「みんなで考える 百井集落と百井青少年村」意見まとめ

資料3 京都市百井青少年村 将来像のイメージ (案)

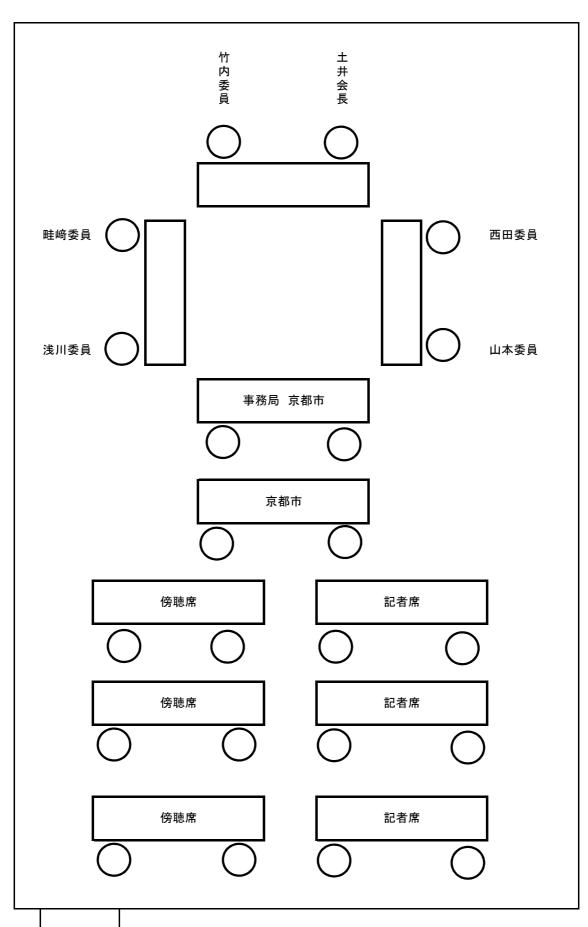
# 「京都市百井青少年村のあり方検討会議」委員名簿

氏 名	団 体 ・役 職 名
あきかわ えいじろう 浅川 栄治郎	日本ボーイスカウト京都連盟 事務局長
うねさき けいこ 畦﨑 桂子	一般社団法人ガールスカウト京都府連盟 事務局次長
たけうち かおり 竹内 香織	公益財団法人京都市芸術文化協会 事業課長/ NPO法人京都子どもセンター 副理事長
〇 土井 勉	一般社団法人グローカル交流推進機構 理事長
にしだ なっね 西田 夏音	市民公募委員
やまもと すずむ 山本 進	百井町自治会 会長

<sup>※</sup> 五十音順,敬称略。○は会長。

## 第2回 京都市百井青少年村のあり方検討会議

令和2年7月31日(金)午前10時~



出入口

#### 京都市百井青少年村のあり方検討会議開催要綱

#### (趣旨)

第1条 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るために設置している 京都市百井青少年村について、現状及び課題を踏まえ、今後のあり方を検討するため、 京都市百井青少年村のあり方検討会議(以下「会議」という。)を開催する。

#### (委員)

- 第2条 会議に参加する委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。
- 2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、10人以内とする。

#### (任期)

- 第3条 委員の任期は、令和3年3月31日までとする。
- 2 委員は再任されることができる。

#### (会長の指名等)

- 第4条 市長は、委員のうちから会議の会長を指名する。
- 2 会長は、会議の進行をつかさどる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

#### (招集)

- 第5条 会議は、市長が招集する。
- 2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

#### (事務)

第6条 会議の開催に関する事務は、子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課 において行う。

#### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、子ども若者はぐくみ局長が定める。

#### 附則

この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

### ○京都市百井青少年村条例

条例第14号(制定) 平成13年3月30日条例第79号 改正 平成17年12月26日条例第66号 平成26年3月25日条例第133号 平成31年3月28日条例第82号

昭和47年6月1日

京都市百井青少年村条例

(設置)

第1条 青少年の福祉の増進及びその自然に親しむ活動の振興を図るため、野外活動の用に供するための施設を次のように設置する。

名称 京都市百井青少年村

位置 京都市左京区大原百井町356番地

(事業)

- 第2条 京都市百井青少年村(以下「青少年村」という。)においては、次の事業を行う。
  - (1) 野外活動のための施設の提供
  - (2) 野外活動に関する指導及び助言
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

- 第3条 青少年村の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。
- 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。
  - (1) 前条各号に掲げる事業に係る業務
  - (2) 青少年村の維持管理に係る業務
  - (3) その他市長が必要と認める業務

(供用時間及び休所日)

第4条 多目的室の供用時間及び青少年村の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

供用時間 午前9時から午後9時まで

休所日 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで (利用の許可)

- 第5条 青少年村を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。 (利用制限)
- 第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年村の利用 を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。
  - (1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
  - (2) 管理上支障があるとき。

(利用料金等)

- 第7条 宿泊施設及び多目的室の利用の許可を受けたものは、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、電気又はガスを特別に利用したときは、指定管理者に対し、その実費を支払わなければならない。

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

- 第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

- 第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。 (原状回復)
- 第12条 利用者は、青少年村の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、 速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

(委任)

第13条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し 必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(平成13年5月1日規則第14号で平成13年5月27日から施行)(準備行為)

2 使用の許可の申請その他多目的室を供用するために必要な準備行為は、この条例の施 行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市百井青少年村条例(以下「改正前の条例」という。)第2条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、この条例による改正後の京都市百井青少年村条例(以下「改正後の条例」という。)第4条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 4 この条例の施行の日前に改正前の条例第2条第1項の規定による許可を受けたものは、 改正後の条例第4条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(平成17年12月26日条例第66号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げるこの条例による改正前の京都市百井 青少年村条例(以下「改正前の条例」という。)の規定による許可の申請を行ったもの であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右 欄に掲げるこの条例による改正後の京都市百井青少年村条例(以下「改正後の条例」と いう。)の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

### 附則別表

第4条	第5条
第9条第1項	第10条第1項

附 則(平成26年3月25日条例第133号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 京都市百井青少年村の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成31年3月28日条例第82号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

2 この条例による改正後の京都市百井青少年村条例(以下「改正後の条例」という。) の規定による京都市百井青少年村の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために 必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、 同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

### 別表(第7条関係)

区分			利用料金			
			午前	午後	夜間	
宿泊施設(1人1泊に	山の家					円
つき)		18歳未満の者			7 3	3 0
		18歳以上の者			1, 57	7 O
	ロッジ	18歳未満の者			5 2	2 0
		18歳以上の者			1, 04	10
多目的室		全面利用	3, 140	3, 980	4, 40	0 (
		半面利用	1, 570	1, 990	2, 20	0 (

### 備考

- 1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時まで を、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。
- 2 この表に掲げる利用時間の区分を超えて多目的室を利用する場合の利用料金の上限額は、30分までごとに、その直前の利用時間の区分に係る利用料金の上限額の30分当たりの額に1.5を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
- 3 供用時間の変更に伴い、利用時間の区分を変更する場合の利用料金の上限額は、 この表に掲げる額との均衡を考慮して、その都度別に定める。

### 第1回「京都市百井青少年村のあり方検討会議」意見票まとめ

#### 1 概要

令和2年6月4日(木)に第1回検討会議に参加の委員及び傍聴者から提出された意見票の主な内容を記載。

### 2 意見票の内容(カッコ内は提出者の属性)

## 利用者のターゲット

#### (委員)

現在のような自然に近い施設を求めているユーザーも一定数いる。

#### (傍聴者)

- 現状ではターゲットが不明確である。
- 利用者を青少年に限定する必要はない。
- ・ 利用者の幅を広げるため、施設名称を変更すべき。

## 施設のあり方(ハード面)

#### (委員及び傍聴者)

- 地域に公園がないため、子どもが遊べる遊具等を設置してほしい。
- 合宿の際や救護施設として利用できるためロッジは残すべきであるが、維持 費が課題である。

### (委員)

- ・ 救護のための施設は必須。プレハブでも良いので設置してほしい。
- 利用者自身で炊事することが成長につながるため、施設内に食堂は不要。

#### (傍聴者)

- バンガローや山小屋は没個性であるため、ツリーハウスを作ってはどうか。
- ・ 杉林の間伐が必要。
- 間伐した際に発生した木材を利用し、ツリーハウス等を作ってはどうか。
- ピザや鞍馬炭が作れるような窯を制作してはどうか。

### 施設のあり方(ソフト面)

#### (委員及び傍聴者)

ホームページやパンフレットが時代にそぐわない。施設の魅力が伝わるよう 改善すべき。

#### (傍聴者)

- ブランディング力が低すぎる。時代にあったアップデートが必要。
- ・ 音楽や祭り等,イベントスペースとして活用してはどうか。山間部や自然環境を生かした文化的かつ芸術的なアプローチが必要である。
- 内容や情報発信を工夫すれば、イベントによる集客は十分可能。
- 市民しんぶん等の広報媒体を活用し、施設の存在を幅広い人に知ってもらう必要がある。
- ・ 地域住民の協力の下、林業に係るワークショップを開催してはどうか。企業 誘致等にも繋がると思う。

## 施設の管理

#### (委員及び傍聴者)

改善すべき点をすべて老朽化のせいにしていないか。

#### (傍聴者)

- ・ 老朽化は管理不足が原因であると思う。
- ・ 施設や備品の老朽化が進み残念。早めの修繕や処置をしてほしかった。
- ・ 京都市からの委託料のほとんどが人件費であるのが理解できない。修繕する ための費用はないのか。

## 地域コミュニティ活性化への貢献

### (傍聴者)

- ・ 収穫体験や田植え体験等の地域と密着した事業を実施してはどうか。施設利 用者と地域の関係を作るきっかけになるのではないか。
- ・ 地元住民のノウハウ (農業や林業, 炭造り等) を活かしたワークショップを 開催してはどうか。

## 運営手法・資金の確保

#### (委員及び傍聴者)

- 委託料に依存している現在の指定管理による運営では、収益を上げようとする気がないように見える。
- 運営方針を明確化し、スポンサーを獲得する必要がある。

### (委員)

- ・ 実力と経済力のある企業等に管理を委託すべき。
- テントサイトを有料化すべき。
- テントや炊事用品等も有料で貸し出してはどうか。
- 収支内容の見直し及び改善が必要。

## 利便性

### (委員)

・ 施設内で地元の野菜等を販売してはどうか。

#### (傍聴者)

- マイカー以外の交通手段を検討する必要がある。
- 飲酒を認めることで幅広い層の利用が見込めるのではないか。

# その他

### (委員)

子どもから大人まで、地域の幅広い年齢の方から意見を聴取すべき。

## ワークショップ「みんなで考える 百井集落と百井青少年村」意見まとめ

### 1 ワークショップ概要

日 時 令和2年6月25日(木) 15:00~17:00

場 所 左京区役所 3階 中会議室1

参加者 検討会議委員,指定管理者スタッフ,地元関係者など

- 内 容 京都市百井青少年村のあり方を検討していくに当たって,百井集落に関 わる方から,次の内容について,グループに分かれて意見交換を行った。
  - (1) 地域の魅力
  - (2) 地域の課題
  - (3) 百井青少年村のあり方に関するアイデア

### 2 ワークショップで出された意見

### (1) 地域の魅力

## 自然環境

- 自然が豊か(水,星,動植物)
- 夏場は涼しく過ごしやすい
- 冬場は雪遊びができる
- 四季を感じることができる
- 都会とは違って自然の空気や人工でない良さがある
- デジタルデトックスができる

## 地域

- 人が多すぎない
- 子どもがいる
- 地域住民が優しい
- ・ 地域住民同士の交流が盛んであり繋がりがしっかりしている
- 地域への愛着を持っている方が多い
- 古い町並みが残っている
- 集落全体を徒歩で周回することができる
- 畑でおいしい野菜が採れる
- ・ 都市部から1時間程度でアクセス可能

### 百井青少年村

- 集落と共存している
- 多人数で利用することができる
- 集落に近いキャンプ場はあまりないため貴重
- ・ 遊具がないため自然を活かした遊びを考えることができる

### その他

- 不便なところや足りないところがおもしろい
- 時間がおだやかに流れている
- ・ 神秘的な雰囲気がある
- 芸術活動(音楽イベント等)を行いやすい
- 近くに有名な酷道(国道477号線)がある

### (2) 地域の課題

### 過疎化

- ・ 少子高齢化が進み限界集落になりつつある
- 若者が少ない
- ・ 昼間人口が少なく住民の顔が見えにくい
- ・ 空き家が増えた
- ・ 田畑の管理者がいなくなり荒れ地になってしまう

## アクセス

- ・ 公共交通手段が少なく交通の便が悪い
- 最寄りのバス停から遠い
- 道がせまく大型バスが通れない
- ・ 道が険しいため自力で車を運転して来ることが難しい
- ・ 冬場は雪や凍結のため車で来ることが難しい

## 環境

- 気温が低く農業に不向き
- 冬場は雪が多く寒い
- ・ シカやイノシシ等の獣害が心配
- 最近はヒルが増えた
- ・ 災害時に孤立してしまう
- ・ インターネット環境が十分に整備されていない
- ・ 下水道が通っていない
- ・ 集落に商店がないため買い物が不便
- 一押しできる魅力がない

## (3) 百井青少年村のあり方に関するアイデア

## 利用者のターゲット

- 現在は上級者向けの施設
- ・ 青少年以外も含めた幅広い層(ファミリー, ソロキャンパー, 小グループ) を対象とする
- リモート(テレ)ワークでの活用の検討

## 利用目的

- 地域のまちづくりの窓口を担うような施設にする
- ・ 京都丹波高原国定公園の入り口としてビジターセンターの役割を担う
- イベントをしやすいキャンプ場にする
- ツーリングの休憩スポットとする
- 合宿利用を誘致
- ・ 山村留学の受入れ
- ・ ボランティアとしてひきこもりや不登校の方を受入れ

### 施設のあり方(ハード面)

- 安全なキャンプ場にリニューアル
- ・ 新たな設備を作る場合は規模を工夫
- ロッジは残して活用してもよい
- ツリーハウス等のシンボルとなるような施設を整備
- ・ テントや建物の形を工夫して差別化
- ・ 雨天でも利用できる屋外バーベキュー場を整備
- 公園や游具を設置
- ・ トイレが汚いため改善が必要
- ・ 外国人の利用やリモート (テレ) ワークでの利用を見据えて通信環境を充実 (デジタルデトックスのために、電波が届かないエリアと分けられればなお良い)
- 若者が好かようなおしゃれなカフェ等を作る
- 利用者と地元住民が一緒に建物等を作る

### 施設のあり方(ソフト面)

- 施設名称を変更(「青少年村」は若者だけが利用できる施設との誤解を生む)
- 地域との交流イベントや地域を知ることができるイベント等を定期的に開催
- 利用者と地域の関係性が築けるような農地と連携した取組を実施
- イベントの開催回数を増やす(音楽,古代米,たき火マニア向け等)
- ・ 広報の充実(パンフレットやHPデザインの改善, SNSの活用, キャッチフレーズの見直し, 施設を地域の目玉として発信, 通りがかりの人にも施設を知ってもらえるような情報発信, 地域向けの情報発信)
- アーティスト・イン・レジデンス等のアート活動の実施、受入れ
- ・ ドラム缶風呂、ツリークライミング等のアクティビティを実施
- ・ 森林、雪、星空等の豊かな自然を活用
- ・ 酷道(国道477号線)の活用

# 施設の管理方法

- ・ 気軽に行けるようにスタッフを常駐
- ・ 引き続き公共施設として存続

## 地域コミュニティ活性化への貢献

- ・ 地域との関係強化
- 百井地域だけでなく大原地域も巻き込んでいく
- ・ 草刈りや田植体験など若い農業従事者を呼び込みに繋がる取組の実施
- ・ 地元で食事や食材を提供
- 百井分校の活用
- 地域の人々を「売り」にしていく
- ・ 地域ならではの取組をアピール

## 資金の確保

- ・ スポンサーの獲得
- ・ 入場料を徴収
- ・ テントサイトの利用やテント貸出を有料化

## 利便性

- ・ 施設内での飲酒を認める
- ・ 自動販売機を設置
- ・ 物販を行う
- ・ 送迎バスを運行

### 京都市百井青少年村 将来像のイメージ(案)

### 1 百井青少年村の現状分析

#### 魅力・可能性

- 地域と共存した施設の運営(交流事業の開催など)を行っており、地域にとって 欠かせない施設である
- 百井地域の強みである自然環境や原風景などを生かした体験ができる
- 交流人口の増加に伴う地域及び京都市域の活性化につながる施設になり得る。

### 課題

#### 利用者数の低迷

- 小規模の団体利用と個人のリピーターが中心→新規が伸びていない
- 地域での利用が乏しい
- 名称に「青少年」とあることでターゲットが限定される
- 〇 知名度が低い

#### 施設の魅力向上と収益改善

- インフラが十分でない、自動販売機を含め物販がない、予約や支払いの方法が 限られるなど、利便性に欠ける
- 今後大きな収入が見込めず、収支の均衡を図ることが困難

#### 施設の老朽化

- 各施設の老朽化が進んでいる(宿泊棟は使用停止)
- 改修には多額の費用を要するうえ、木造の場合には将来的に同様の劣化が生じる 可能性大
  - 上記の課題等を踏まえて中長期的なあり方を検討する必要性
  - 検討に当たっては、全市的な視点に加えて、大原百井集落の過疎化が進む中で、 地域の魅力の活用、施設や利用者との共生で培ってきたものを踏まえ、地域の活性 化に向けて施設を活用していく視点が必要

### 2 百井の地域特性の分析

### <u>強み</u>

### 自然環境

○ 川, 星, 雪, 動植物等の豊かな自然

### 地理的環境

○ 市街地から短時間でアクセス可能

### 地域コミュニティ

─ 元々のつながりの強さに加えて若者も 移住するなどコミュニティがしっかりしている

## 弱み

### 気候

○ 冬の寒さが厳しい

### 地域コミュニティ

○ 人口減少・過疎化

### アクセス

○ 険しい道が多い(冬は積雪もあり危険)

#### 3 今後の方向性

### 基本的な考え方

- 百井青少年村の魅力・可能性を活用した施設
- 財源の確保とランニングコストを意識した再整備
- 地域の活性化, 市街地の市民に対する山間部の魅力の発信
- ⇒ 左記1~2を踏まえれば、当該施設が果たす役割は大きく、上記3つの視点のもとに 施設を存続させることが望ましい

### 目指すべき将来像 〜長期的な施設の存続に向けたビジョン〜

### 学ぶ・遊ぶ

# いやす

### 交わる

- ・豊かな自然のなかでの 生活体験,遊び
- ・都市生活から離れて過ごす時間
- ・地域コミュニティとの交流・外部からの交流人口の増加
- ・日本の原風景

3つのキーコンセプトに基づき、地域住民と共存しながら百井地域ならではのブランド力を確立し、高めていけるような施設のリニューアル

### 百井地域をはじめとした京都市域全体の賑わいの創出へ

### 具体的な方策の例

- ① 類似施設との差別化(魅力創出)
  - ・ ターゲットの再設定(青少年から個人やファミリー層へ拡大、施設名称の変更)
  - ソフト事業の充実(地域との交流イベントなど)
  - ・ 地域特性の活用(自然環境,デジタルデトックス,リモートワークなど)

### ② 財源の確保,施設の位置付け

- ・ 利用料金の見直しなどによる安定収入の確保
- 更なる民間活力の導入に向けた柔軟な運営方法の検討
- 宿泊棟の除却とランニングコストも意識した新たな建物の設置検討

### ③ 利便性の向上・情報発信の充実

- 物販や決済方法の充実
- パンフレットやホームページのリニューアル

### ④ 地域との連携

- ・ 地域での農業・林業体験
- ・ 地域のまちづくり活動との連携
- 地域からの食事や土産物の提供
- 回遊性の向上(大原、鞍馬など)